

わんぱくランチ使用規約

(本規約の適用範囲)

第1条 本規約は、株式会社アドム(以下「弊社」といいます。)が提供するソフトウェア「わんぱくランチ」(以下「本製品」といいます。)の使用にかかわる一切に適用されます。

(定義)

第2条 本規約で次の用語はそれぞれ次の意味で使います。

- (1) 申込者: 本規約に基づき本製品の使用を申し込む法人
- (2) 登録情報: 申込者が申込みをする際に登録する弊社指定の情報(法人名、本製品を使用する施設名、施設の所在地、電話番号)
- (3) 登録施設: 本製品を使用する施設として登録事項に登録された施設
- (4) 本契約: 本規約で規定される、本製品の使用許諾契約
- (5) 契約者: 弊社との間で本契約を締結して本製品を使用する法人
- (6) プロテクトキー: 本製品を使用するために必要となるデバイス
- (7) 付属物: 製品マニュアル、サンプル料理集等の本製品に付属するすべての物(データ等の情報が記録された媒体を含みます。)
- (8) 帳票: 本製品の使用によって出力された印刷物(給食指導監査帳票を含み、これに限りません。)
- (9) コンテンツ: 本製品の使用によって出力された情報、及び付属物により弊社が契約者に提供するすべての情報
- (10) 保守サービス: 本契約の存在を前提とした本製品に関する保守サービス
- (11) 保守サービス利用者: 契約者による本製品に関する保守サービスの申し込みにより、保守サービスの提供を受ける登録施設
- (12) 第三者提供許諾契約: 本契約の存在を前提として、本製品の帳票及びコンテンツに関する第三者提供にかかわる契約
- (13) 第三者登録施設: 第三者提供許諾契約に基づき帳票及びコンテンツを提供する施設として登録事項に登録された施設
- (14) 第三者提供料: 第三者提供許諾契約に基づき第三者提供許諾を得た第三者提供許諾契約の契約者が弊社に支払う帳票及びコンテンツの第三者提供許諾の対価

2 前項(9)号のコンテンツは、文章・記事、料理レシピ、写真、イラスト・図画、動画、データを含み、これに限られませんが、その一例は次のとおりです。

- (1) 製品マニュアル
- (2) CD-ROM等の媒体によって配布される、及び、弊社ウェブサイトより取得したサンプル料理集に含まれる内容(写真、イラスト、料理レシピを含みます。)、データ

(本契約の成立)

第3条 登録施設のコンピュータに本製品がインストールされた時点で当該申込者と弊社との間に本契約が成立します。

(本製品の使用許諾)

第4条 弊社は、契約者が、本規約の定めに従うことを条件として、契約者に対し、1ライセンスにつき、契約者が所有又は管理し、かつ登録施設に設置された特定の1台のコンピュータにのみ、本製品をインストールして、本製品を非独占的、譲渡不能及び再許諾不可能に使用することを許諾します。

(登録施設の変更)

第5条 契約者は、登録施設に変更が生じた場合は、速やかに弊社所定の方法により、登録施設の変更手続をするものとします。

(帳票等の利用許諾)

第6条 弊社は、契約者が、本規約の定めに従うことを条件として、契約者に対し、次の内容で、帳票及びコンテンツ(以下「帳票等」といいます。)を非独占的、譲渡不能及び再許諾不可能に利用することを許諾します。

(1)利用目的

- ・契約者が所有する施設、または登録施設における給食栄養管理
- ・契約者が所有する施設、または登録施設を利用する園児の保護者に向けた情報提供

(2)範囲

利用目的のために必要であると合理的に認められる範囲

(3)態様

- ・帳票の複製及び登録施設内での複製物の利用、法令で定められた教育委員会その他の公的機関への提出
- ・コンテンツの複製及び契約者が所有する施設、または登録施設内での複製物の利用
- ・上記各複製物の譲渡による園児の保護者への提供
- ・契約者が所有する施設、または登録施設が自ら管理するウェブサイトへの掲載

2 契約者は、前項の内容を超えて、帳票等を利用することはできません。ただし、第三者提供許諾契約を締結し、第三者提供料を支払い、かつ本規約の定めに従うことを条件として、次の内容で、帳票等の複製物を、非独占的、譲渡不能及び再許諾不可能に、第三者登録施設に対して提供することを許諾します。

(1)提供目的

- ・事前に、弊社から許諾された第三者登録施設における給食栄養管理
- ・当該第三者登録施設に向けた情報提供

(2)範囲

提供目的のために必要であると合理的に認められる範囲

(3)態様

- ・帳票の複製物の譲渡による第三者登録施設への提供
- ・コンテンツの複製物の譲渡による第三者登録施設への提供

3 前項で無許諾の第三者に対して帳票等の複製物を提供し又はそのおそれがあると弊社が認めた場合、契約者は、複製物の提供状況を弊社が調査することについて、異議を述べないことに同意するとともに

に、当該調査に協力するものとします。無許諾で第三者に帳票等の提供が行われていた場合は、第三者提供料との差額の10倍に相当する金額を支払うよう請求することができるものとします。

(基本サポート)

第7条 弊社は、契約者に対し、前条の利用許諾の他、次の内容の基本サポートサービスを提供します。

(1) サービス内容

電話(フリーダイヤル)による本製品の操作説明及び使い方に関する相談

(2) サービス利用者

登録施設における業務従事者

(3) 対応時間

月曜日～金曜日(祝日・弊社の特別休日を除く)午前10:30～午前12:00

2 保守サービス利用者の対応時間は、月曜日～金曜日(祝日・弊社の特別休日を除く)午前10:00～午後5:00

(本製品及び帳票等の権利)

第8条 契約者は、本製品、付属物、帳票等について、著作権、商標権その他一切の権利が弊社に帰属し、本製品の使用許諾又は帳票等の複製物を第三者に提供することの許諾が当該権利の譲渡を意味しないことに同意します。

2 契約者は、本製品、付属物、帳票等について、著作権表示、商標権表示その他一切の権利に関する表示を変更したり、削除したりしないことに同意します。

(弊社からの通知・物品送付)

第9条 弊社から契約者への通知は、登録施設宛ての文書又は弊社ウェブサイトに掲載するなど、弊社が適当と判断する方法により行うものとします。

2 前項の規定に基づき、弊社から契約者への通知を行う場合には、弊社が当該通知を弊社ウェブサイト上に掲示し、文書を発送し、又はその他の方法により通知を発信した時点からその効力を生じます。

3 弊社から契約者への物品の送付は、登録施設に、弊社が適当と判断する方法により行うものとします。

4 前項の送付において送料が発生する場合は、弊社が負担します。

(プロテクトキーの再交付)

第10条 契約者がプロテクトキーを紛失した場合、有償にて再交付します。

(禁止事項)

第11条 契約者は、本製品の使用及び帳票等の第三者提供に関して、以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないものとします。

(1) 本契約に違反する行為

(2) 本製品を複数購入して複数のライセンスを受けた場合を除き、本製品を複数台のコンピュータにイン

ストールすること、及び複数のコンピュータで同時に使用すること

(3) 本製品を複製すること

(4) 帳票等それ自体又は帳票等の複製物を、弊社の許諾なく第三者に提供する行為又は弊社の許諾を得ていない第三者に提供する行為

(5) 自ら又は第三者をして、本製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル等のソースコード解析をする行為

(6) 弊社又は第三者を誹謗中傷する情報を流す行為

(7) プロテクトキーを第三者に譲渡又は貸与する行為

(8) 前各号に準ずる行為

(9) その他弊社が不相当と認める行為

(基本サポートの提供停止)

第12条 弊社は、以下の各号のいずれかに該当する事由があるときは、基本サポートの提供を停止することができるものとします。

(1) 契約者が本規約に違反したとき

(2) 登録情報又は弊社への提出資料につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあったことが判明したとき

(3) 契約者が基本サポートの提供を受ける者として不相当であると弊社が判断したとき

(4) 火災、天災地変その他非常事態の発生により基本サポートの提供が不可能若しくは困難になったとき又はその可能性があるとき

(5) その他弊社が基本サポートの提供を停止する必要があると判断したとき

2 前項により弊社が本サービスの提供を停止する場合において、(1)ないし(4)号の事由によるときは契約者に対して事前の通知を要しないで直ちに行うことができ、(5)号の事由によるときは予めその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(保証)

第13条 弊社は契約者に対し、本製品が弊社所定の動作環境で使用された場合に、弊社所定の仕様どおり動作することを保証します。

(免責)

第14条 弊社は契約者に対し、本製品の完全性(中断や誤作動その他の障害がないこと)又は契約者の使用目的に合致することを保証しません。

2 弊社は、本製品の使用において契約者に発生した損害につき、一切の責任を負わないものとします。ただし、弊社の故意又は重過失による損害であることが明白な場合はこの限りではありません。

3 弊社は、契約者が帳票等を通じて得る情報又はデータの完全性、正確性、確実性、有用性等について、一切保証をいたしません。

4 弊社は、基本サポートについて、その完全な解決や成果を保証するものではありません。

5 弊社は、基本サポートの提供の遅滞若しくは停止したことによって契約者が被った損害について、一切の責任を負いません。

(損害賠償の制限)

第15条 前条2項ただし書の場合、契約者は弊社に対して損害賠償請求することができます。ただし、その賠償範囲は、弊社が損害を与えた事象によって直接かつ現実に発生した通常かつ積極損害に限定され、逸失利益等の消極損害及び予見可能性の有無を問わず特別の事情によって生じた特別損害は含まれないものとします。また、当該損害賠償の額は、いかなる場合においても、本製品の料金を超えないものとします。

2 前項の損害賠償請求は、契約者が損害発生を知った日から6か月以内に行使しなければ、その請求権は消滅するものとします。

(権利義務譲渡の禁止)

第16条 契約者は、あらかじめ弊社の書面による承諾がない限り、本契約及び第三者提供許諾契約上の地位、本契約及び第三者提供許諾契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

(反社会的勢力の排除)

第17条 契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 契約者は、自ら(役員を含みます。)又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて弊社の信用を毀損し又は業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 契約者が、反社会的勢力若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、弊社は、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部を解除することができるものとします。

4 前項の規定により弊社が本契約を解除したことにより、契約者に損害が生じた場合にも、契約者は、弊社に対して何らの請求をしないことに同意するものとします。また、当該解除によって弊社に損害が生じたときは、契約者は弊社に対し、その損害のすべてを賠償しなければならないものとします。

(本規約の変更)

第18条 弊社は、法令・諸規則の制定・改正があった場合、又は弊社が必要と判断した場合は、本規約を変更することができるものとします。

2 弊社は、前項の変更を行う場合には、その効力発生日を定め、事前に変更内容及びその効力発生日を契約者に通知します。変更の効力発生日以降に、契約者が本製品を利用した場合又は効力発生日までに本契約の解約手続を取らなかった場合には、契約者は、当該規約の変更に同意したものとみなします。

3 弊社は、本条による本規約の変更に伴って契約者が被った損害その他の費用の賠償又は補償等につき、一切の責任を負わないものとします。

(協議解決)

第19条 本規約に規定のない事項又は本規約の解釈について疑義が生じた場合、契約者と弊社は、双方が誠意を持って協議のうえ、円満に解決することとします。

(管轄裁判所)

第20条 本規約に関する一切の紛争(調停を含みます。)については、名古屋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

2025年1月10日制定

株式会社アトム